

令和2年7月28日

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分） に関するQ&A（第2版）

赤字箇所が、第2版で追加した項目となります。

厚生労働省老健局

目 次

(1) 介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業

○感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

- ・対象となるサービス、事業所、施設の範囲について（問1～14）
- ・対象期間について（問15～23）
- ・補助対象の範囲について（問24～60）
- ・補助額の算定、基準単価について（問61～71）
- ・多機能型簡易居室について（問72～74）

(2) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

- ・対象者の範囲について（問75～115）
- ・対象期間の考え方について（問116～127）
- ・支給額について（問128～135）
- ・申請手続きについて（問136～168）
- ・退職者について（問169～177）
- ・併設事業所について（問178～179）

(3) 介護サービス再開に向けた支援事業

- ①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業（問180～195）
- ②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業（問196～203）

(4) その他

- ・併設事業所、みなし指定事業所について（問204～206）
- ・休廃止の事業所等の取り扱いについて（問207～209）
- ・新規事業所等の取り扱いについて（問210）
- ・事務処理の簡素化について（問211～214）
- ・その他（問215～218）

（１）介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業

○感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

	質問	回答
・対象となるサービス、事業所、施設の範囲について（１～１４）		
1	実施要綱３（１）①ア支援対象サービスの注にある、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）について、事業者指定サービスのみが対象となり、委託・補助等によるものは対象外という理解で良いでしょうか。 一方で、実施要綱３（２）慰労金の支給事業ア「支援対象者」のただし書には、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業者は対象とあるとありますが、この場合、指定外サービス（委託、補助による実施）も対象者となりますか。	左記の考えのとりの取扱となります。
2	別添 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の※１で、「事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者」とありますが、現に運営されており実態として有料老人ホームに該当する施設のうち、①設置届の書類提出はあるものの不備等で補完が完了していない施設、②設置届の書類提出もない施設、についても実態として有料老人ホームに該当して運営していることから、支給の対象として良いですか。また、その際に追加的要件等がありますか。	届出が出されている有料老人ホームが対象となるため、未届の場合は、引き続き、届出を行うよう指導してください。 なお、届出後の補整等の対応について、支給の対象と関係無く、適切に実施してください。
3	別添 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の助成対象事業所別の単価について、有料老人ホーム等の入所施設・居住系施設は定員一人あたりとなっています。「定員」は給付申請時の定員と解して良いですか。また、県への届出上の「定員」と現に運営する「定員」（定員を変更したにもかかわらず県への変更届が未提出）が異なる場合も想定されますが、その場合は、定員の変更届を提出させ、「給付申請時の県への届出上の定員」を「定員」として扱って良いですか。	給付申請時の定員として差し支えありませんが、速やかに、定員の変更届等を提出するよう指導してください。
4	緊急包括支援事業実施要綱のP2に注釈として「介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む」と記載がありますが、指定サービスとは何を指しているのでしょうか。市町村が事業者指定している事業所のみを対象という意味でしょうか。それとも委託、補助等の事業所も対象となりますでしょうか。	市町村が事業所指定している事業所のみを指しています。

5	実施要項3（1）①アに記載された養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホームについて、（介護予防）特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合でも、支援の対象として良いですか。	お見込みのとおりです。（1次補正のサービス継続支援事業の対象事業所も同じ整理です）
6	実施要項3（1）①アに記載されたサービス付き高齢者向け住宅について、有料老人ホームに該当しない事業所については、支援対象とならないと理解して良いですか。	有料老人ホームに該当しないサ高住も対象となります。
7	実施要綱3（1）①の ア 支援対象サービスについて ○ サービス付き高齢者向け住宅（以下、「サ高住」という。）は、食事提供サービスがある場合等には、有料老人ホームに該当するものとして県への届出があるので把握していますが、それ以外のサ高住についても、慰労金の対象範囲とするのでしょうか。 その場合、「それ以外のサ高住」として運営している場合の実態確認はどこまで行うのでしょうか。	有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者住宅も対象となります。なお、サービス付き高齢者向け住宅も登録制となっているので、都道府県の住宅担当部局にご確認ください。
8	実施要綱3（1）①の ア 支援対象サービスについて ○ 介護予防・日常生活支援総合事業について、例えば、その他の生活支援サービスのうち、栄養改善を目的とした配食、住民主体のボランティアサービスなどであっても慰労金の対象範囲となりますか。（※ 保険者事業であることに注意。）	介護予防・生活支援サービスを指定の形で実施している場合は、「介護サービス事業所・施設等」に含まれるため対象になります。 これに加え、指定でない形で左記を含めて介護予防・生活支援サービス事業を実施している場合も、市町村からの要請を受けて事業を継続していた場合も対象となります。 ただし、慰労金の対象は当該事業所に勤務する職員となります。なお、ボランティアは対象となりません。
9	みなし指定を受けている医療機関も支援対象ですが、これまで介護報酬を請求したことのない（介護サービスを提供したことのない）医療機関が、介護サービス分に係る感染症対策のためのかかりまし経費の補助を受けることはできないという解釈で良いでしょうか。 補助可の場合、感染症対策後、本当に介護サービスを開始したのか確認する必要はありますか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。
10	基準該当サービス、離島相当サービスも対象となりますか。	基準該当サービス、離島相当サービスは介護保険サービスであるため対象となります。
11	緊急包括支援事業①介護サービス提供支援事業について、地域包括支援センターは対象となりますか。対象となる場合、別添の単価表に項目がありませんが、どのように申請するのでしょうか。	実施要綱別添単価表の※において、「介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所とおなじとする」という部分で適用いたします。

12	要綱を確認し、おそらく事業の対象外になると思われますが、事業が該当となるか確認いたします。 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、①通所型B 及び ②一般介護予防事業 を住民組織に委託し実施しております。 そこで、①と②は今回の「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」の該当の可否についてご指導ください。	対象外となります。
13	実施要綱の3、(2)、ア、(ア)、(1)に記載されている「介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所」ですが、慰労金の対象とはなりませんが、慰労金以外の事業（かかり増し経費支援、在宅サービス事業所による再開支援助成、在宅サービス事業所における環境整備助成）の対象にはならないということが良いですか。	お見込みのとおり慰労金のみが対象となります。
14	○共用型認知症対応型通所介護（共用型デイ）の（3）介護サービス再開に向けた支援事業における取扱いについて 1. 「①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」の支援対象サービスに「認知症対応型通所介護」が含まれていますが、「共用型デイ」も対象に含まれると考えてよいでしょうか。 2. 「②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」の支援対象サービスに「認知症対応型通所介護」が含まれていますが、「共用型デイ」も対象に含まれると考えてよいでしょうか。 3. 2の場合、（1）介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援」の「①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」（認知症対応型共同生活介護）との併給は可能でしょうか（（1）①のかかり増し経費の内容と（3）②の環境整備費用の内容が重複していないことを前提）。	1及び2については、対象として含まれます。 3については、専ら「共用型デイ」として使用するもののかかり増し経費がある場合は、認知症対応型共同生活介護の補助に併せて申請が可能です。
・対象期間について（15～23）		
15	介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業における支援対象経費の対象期間は令和2年4月1日～令和3年3月31日と考え、交付決定前の支出や今後、購入を見込む衛生用品を補助対象としてよいでしょうか。	お見込みのとおり4月1日の経費から対象となり、購入を見込むものについても対象となります。
16	支援金について、4月1日以降に購入したもののみが対象となりますか。3月までに購入したものであっても、4月以降の感染症対策に使用したものであれば対象となりますか。	4月1日以降に購入（発注）したものまで遡ることができます。

17	【実施要綱3（1）】 支援対象経費のリース費用は、R3.3末までの月割費用が対象でしょうか。それとも、全リース期間の費用が対象となりますか。	年度末までの費用が対象となります。
18	支援金の対象期間（購入期間）は設定されるのでしょうか。県独自に設定しても問題ないでしょうか。	県独自に設定しても差し支えありませんが、制度としては令和2年度末までの間で、事業所の申請及び都道府県の審査が可能な期間と考えているので柔軟に対応してください。
19	対象経費の期間の終期は、申請日までに発生した経費と解して良いでしょうか。	事業所支援の観点から、申請日時点で発生している経費のほか、購入予定経費や慰労金についての事前の概算払いも可能となります。
20	支援対象者については、「令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等」とされていますが、支援対象経費については、令和2年4月1日～令和3年3月31日までの支出が対象となりますか。	お見込みのとおりです。
21	介護サービス提供支援事業における支援対象者について、「令和2年4月以降、感染症対策を徹底したうえで、サービスを提供するために必要なかかり増し経費・・・」とあるため、要請を受けての休業又は自主休業期間中に発生（支出）した費用は対象とならないのでしょうか。	4／1以降の費用であれば対象となりますが、当該費用についてはまずは1次補正予算におけるサービス継続支援事業の優先活用をお願いいたします。
22	事業者支援について、対象となる施設等についてご教示ください。 ①いつまでに事業開始した施設等が支援の対象でしょうか。（年度内であれば、3月31日事業開始でも対象となりますか。） ②対象となるかかり増し経費は、事業開始前に購入等したものも対象となりますか。（事業開始が10月1日の場合、9月中に購入したマスクや車であっても、感染症対策のためのかかり増しと認められれば、補助対象となりますか。）	①制度的には令和2年度内に開始した事業所まで対象となります。 ②新規開設の場合は、事業開始前に、新型コロナへの対応を踏まえた準備を行うことが想定されるため、当該費用も対象となります。
23	慰労金の支給要件（期間内に10日以上勤務した者）について、同日に介護施設と障害者施設に勤務した場合は、2日間勤務したとみなされますか。	同一日であれば、1日とカウントします。
・補助対象の範囲について（24～60）		
24	介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業におけるかかり増し経費は、その経費がかかり増しであることをどのように確認するのでしょうか。	1次補正予算のサービス継続支援事業と同様の取扱とし、新型コロナ感染症への準備・対応が無ければ発生しなかった費用が対象となります。

25	一次補正予算「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」と二次補正予算「新型コロナ緊急包括支援事業（介護分）」については、それぞれ対象経費（かかり増し経費）の例が示されているところですが、二次補正で示されているのは対象例であることから、一次補正の「継続支援事業」で掲げられているメニュー（令和2年3月31日以前を除く）は、全て二次補正予算の「緊急包括支援事業」に包含されているということで良いでしょうか。 例えば、継続支援事業の対象例であった（割増）賃金や、職員の応援派遣に係る諸経費（（割増）賃金、旅費、宿泊費、損害賠償保険の加入費用等）は、緊急包括支援事業でも対象経費となると理解して良いでしょうか。	2次補正予算においては、人件費関係は実施要綱3（1）①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業【事業者支援】のウ対象経費に記載のある「g 感染防止のための増員のために発生する追加的人件費」のみが対象となり、この点が1次補正のサービス継続支援事業と異なります。
26	実施要綱3（1）①ウgで支援対象経費として「感染防止のための増員のため発生する追加的人件費」を挙げていますが、これには職員の給料も含まれますか。給料は介護報酬により措置されるものと考えますがいかがでしょうか（第1次補正のかかり増し経費については、割増賃金、手当という規定でした。）。	例えば、新型コロナへの対応で、空間を複数に区切ることや、消毒等の作業工数が増えたために、これまでの人員だけでは通常業務への対応が難しくなった場合に追加的に人員を配置するための人件費を想定しています。
27	支援金について、かかり増し経費とありますが、平時でも使用するもの（衛生用品、タブレット、車等）か、感染症対策のための平時以上のかかり増し経費かどうかを、何をもって判断するのでしょうか。どのようなものが「かかり増し」となるか判断基準を明確に示してください。「かかり増し」であることを事業者が証明する必要がありますか。また県の審査において、かかり増しであることをどのような書類で確認するのでしょうか。	どこからどこまでがかかり増しかという判断は技術的に難しいので、感染症対策を行った上で安全に事業を実施するために必要な費用であれば対象として差し支えありません。
28	施設・事業所が、1次補正分でしか請求できない主な事業メニューをわかりやすくご教示ください。	職員の（割増）賃金、手当となります。
29	○一次補正の介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業との併給が可能でしょうか。 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業においては、「（割増）賃金・手当」が支援対象経費として認められていましたが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業において支援対象経費に示されていないため併給（すみ分け）が可能と考えますが、いかがでしょうか。	1次補正と2次補正の対象経費は重複するものがありますが、それぞれ目的が異なるものであり、例えば1次補正は新型コロナが発生した施設等を対象とするものです。各補助金の優先順位はありませんので、各事業所の状況に適した補助事業を選択していただきたいと思います。 ご指摘のとおり、職員の（割増）賃金、手当は、2次補正では対象外となります。

30	一次補正の「サービス継続支援事業」で掲げられているメニュー（令和2年3月31日以前を除く）は、全て二次補正の「緊急包括支援事業」に包含されているとすれば、令和2年4月1日以降分は二次補正予算を活用し、支援することとして良いでしょうか。	上記のとおり、対象経費が異なること及び実際に新型コロナが発生した施設等は、その他の施設よりもかかり増し費用がかかっていると考えられるため、2次補正予算に一元化することは不適当と考えます。むしろ1次補正予算と2次補正予算を合わせてご活用願います。
31	【介護サービス提供支援】（インフルとの関係） 新型コロナウイルス感染症の第2波以降の発生時期と、季節性インフルエンザの時期と重なった場合に「インフルエンザ対策」を含む広い感染症対策として購入するものについて、当該補助の対象として良いでしょうか。	対象として差し支えありません。
32	介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業について、他の国の支援事業（サービス継続支援事業、社会福祉施設等への応援職員派遣事業）棲み分けを明示してください。	1次補正と2次補正の対象経費は重複するものがありますが、それぞれ目的が異なるものであり、例えば1次補正は新型コロナが発生した施設等を対象とするものです。 各補助金の優先順位はありませんので、各事業所の状況に適した補助事業を選択していただきたいと考えます。 なお、社会福祉施設等への応援職員派遣事業については、マッチング団体等を経由して調整を行うものであること、全都道府県で実施されていないことから、この仕組みを活用できない場合は、1次補正のサービス継続支援事業を活用ください。
33	特養等入所施設の入所者が新型コロナウイルスに感染して入院し、その後回復され退院できるようになっても、一定期間の健康観察が必要であったり、再陽性となり施設内感染のおそれがあることから入院前に入所していた施設にとって再入所の受け入れ負担が重いとの声が強いです。 （1）①介護サービス提供支援事業により、こうした場合における再入所受け入れ負担を軽減し、退院後の健康観察を適切に行う体制を確保するため、特養等施設入所者の新型コロナウイルス感染による入院期間中、空床を確保しておくことに要する費用（減収相当額）について、支援を行うことはできますか。	2次補正予算においては、感染症防止にかかるかかり増し費用を助成するものであるため、ご要望の費用を対象とすることはできません。
34	支援金のかかり増し経費の支援対象経費について、衛生用品等の感染症対策に要する物品購入とありますが、空気清浄機も対象に含まれますか。	空気清浄機や体温測定器等も対象と考えます。
35	「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」の支援対象経費の中には、「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」と重複するものが多いですが、対象経費の内訳が分かれば、同一の事業所が両方の事業で支援を受けることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。

36	自転車やタブレット等のＩＣＴ機器の購入又はリース費用について、事業者支援での支援事業と環境整備の助成事業の両方で申請してもいいでしょうか。	(1) ①は感染症対策を徹底するためのかかり増し費用として、 (3) ②は3つの密を避けるための環境整備として、 それぞれ申請を行うことで両事業に申請を行うことが可能です。
37	【介護サービス提供支援】 ・緊急包括支援補助金の改修例示は「面会室の改修」ですが、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の対象となるような「多床室の個室化」以外の壁工事等は、当該緊急包括支援補助金の対象となると解釈して良いでしょうか。	感染症対策であれば、特に制限はありません。
38	コロナウイルス感染症発生施設で勤務する介護職員等が帰宅困難につきホテル等に宿泊する必要がある場合の宿泊費は対象となるとお聞きしています(5/28)が、実施要綱3(1)①ウのcで読むのでしょうか？	Cで読み込んで差し支えありません。なお、1次補正のサービス継続支援事業での支出も可能なので検討ください。
39	タブレット等ICT機器の購入又はリース費用について ①オンライン面会に活用するタブレット端末の購入は対象となりますか。 ②併せてwi-fi整備を行う場合ルーター、中継費の費用又は工事費は対象となりますか。	①、②ともに対象となります。
40	感染症対策支援事業の対象経費に、新規利用希望者等のPCR検査費用は該当しますか。	PCR検査は、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるようにすることが重要です。PCR検査では、検体採取の際の手技が適切でない場合や、検体を採取する時期により、対象者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性になった者が、その後陽性になる可能性もあり得るため、陰性だからといって安心できるものではなく、感染不安の解消に資するものではありませんが、その上で事業所のサービス提供にあたって必要不可欠な費用であれば対象として差し支えありません。
41	介護サービス提供支援事業において、感染予防・体制構築支援のための、物品購入、施設改修、追加的人件費等について、他の目的で活用(人件費の場合は他業務への従事)することは可能ですか。	感染予防・体制構築支援として整理できるものであれば対象となります。
42	実施要綱3(1)①関係 「ウ 支援対象経費」の例として「g 感染防止のための増員…」とありますが、増員される職種は特に限定されていないのでしょうか。例えば、感染防止のために利用者からの事務・相談対応等に当たる職員や、施設内の清掃職員なども対象となりますか。	職種に限定はありません。
43	実施要綱3(1)①関係 「ウ 支援対象経費」の例として「o …情報共有のための通信運搬費」とありますが、具体的にどのような経費を想定していますか。	一般的にコロナウイルス感染症が発生した場合においては、医療機関や関係機関との情報連携が頻繁に行われることを想定し、これにかかる通信費のかかり増し費用も読めるように例示しています。

44	訪問看護、訪問リハビリテーション等については、同一事業所が医療保険と介護保険の両方でサービスを提供することがありますが、その場合のかかり増し経費は、按分により医療分・介護分それぞれで申請が可能であり、その場合それぞれのサービスの上限額まで申請ができるという認識でよろしいでしょうか。	医療、介護それぞれの事業においてかかりまし費用が発生していると考えますので、お見込みのとおりです。
45	感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業について、訪問看護ステーションは、医療分の対象事業所ともなっており、同一の対象でなければ、介護分、医療分の両方の補助金を申請できるという理解でよいでしょうか。	お見込みの通りです。それぞれの事業で必要なかかり増し費用について申請が可能です。
46	実施要綱の3事業内容（1）①ウ支援対象経費について、k「タブレット等のＩＣＴ機器の購入又はリース費用（通信費用を除く）」とあり、オンライン面会等の導入にあたりW i - F i 環境を整備した場合は、回線引込工事費等の当初費用は対象となりますが、プロバイダ使用料等の月々の使用料は対象外という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	「今後に備えた都道府県における消毒液・マスク等の備蓄等」について、介護施設等の利用者や従業員の体調管理を行うために使用する医療機器である「体温計（非接触型を含む）」や「パルスオキシメーター」は対象となりますか。	差し支えありません。
48	都道府県や保険者で独自にマスクやアルコール、また、職員の危険手当のような補助を頂ける制度がありますが、都道府県で頂いている場合、申請はできないのでしょうか。	同じ名目と内容（領収書）の重複補助は受けることができませんが、各補助金等の目的を踏まえ申請し、不明な点は都道府県に相談してください。
49	「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」が支援対象とするかかり増し経費について、「かかり増し」か否かについては実績報告の段階で根拠資料が必要になるのでしょうか。	最終的には都道府県の判断となりますが、都道府県が徴収する実績報告においても根拠資料については、一律に求めることはせずに、都道府県からの求めがあった場合に提出できるよう、各事業所において適切に保管する取扱をお願いします。
50	現在建設中（今年度完成予定）のサービス付き高齢者向け住宅に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Wi-Fi設備を導入するため、建設中の工事にWi-Fi設備設置工事を追加してもその設置工事費は対象となりますか。	令和2年度に新設する事業所も補助の対象となります。「新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点」から、リモート通信環境整備等に向けたWi-Fi設備設置工事費用については、対象として差し支えありません。
51	新型コロナウイルス感染拡大のため、室内を換気して3密を防ぐため、エアコンの設置、網戸の設置に係る購入経費も対象となりますか。	3密対策に有効となるものであれば対象となります。

52	実施要綱3（1）①の支援対象経費の例に、「タブレット等のＩＣＴ機器の購入費又はリース費用」とありますが、オンライン面会に活用するためのタブレット端末だけでなく、感染症対策への業務負荷が増えている現状を踏まえ、感染症対策を徹底する業務時間を確保する目的として、職員の負担軽減や業務効率化を図るためのICT機器や介護ロボットの導入費用は認められますか。	それらの導入が、感染症対策に寄与するものと判断できれば、対象として認められます。
53	衛生用品等の感染症対策に要する物品購入として、紫外線殺菌照射装置は対象となりますか。	新型コロナウイルスへの効果が認められると判断できる商品は対象として差し支えありません。
54	現在使用している自動車は、古くエアコンが壊れているため、車内の換気が出来ません。窓を開けることは出来ませんが、利用者の危険が伴います。今後の感染拡大防止を考えると、新しく自動車を購入して対応したいのですが対象となりますか。 今後同様の質問が想定されますが、老朽化している部品や物品の更新により感染拡大防止対策に繋がるのであれば、経費はかかり増しとして扱って良いでしょうか。	新型コロナウイルス感染症対策に資するものであれば対象として差し支えありません。
55	介護老人福祉施設にて、2階以上の窓は転落防止のため数センチしか開閉できない仕様となっています。感染拡大防止のため施設内を換気する目的として、窓を全開出来るように改修し、転落防止格子や柵を設置する工事請負は対象となりますか。 また、併せて転落防止器具の購入も対象となりますか。	対象として差し支えありません。
56	他の国庫補助金等で措置されているものに対する補助について ・実施要綱や補助対象【Q&A集①】新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）にて、「介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。」と記載されていますが、他の補助金における事業所の自己負担部分にこの事業の補助を充てることは出来ないという理解でよろしいでしょうか。 （例）他の補助金で衛生用品を購入し2分の1の補助を受けている場合に、自己負担部分の残り2分の1に本事業の補助を充てることが可能ですか。	原則他の補助金で補助を受けている場合の自己負担部分に本事業を充てることはできませんが、新型コロナウイルス感染症への対応として同目的を達成するために措置されている1次補正予算及び2次補正予算を一括して申請する場合には対象として差し支えない取扱としています。
57	サービス提供支援事業について、支援対象経費に「自動車（自転車）の購入又はリース費用」とありますが、原動機付き自転車は対象となりますか。	対象として差し支えありません。
58	感染症対策支援事業の自動車のリース費用について、5年リースの費用を一括で支払う場合、一括費用全てが補助対象となりますか。按分して、令和2年度末までの費用のみ補助対象とするのでしょうか。	リース契約については、令和2年度末の分までを対象といたします。

59	標題のQ&A③39にて「空気清浄機も対象」とありますが、清浄方法に指定はあるのでしょうか。 一般的に空気清浄機はフィルター方式かと存じますが、紫外線で空気を清浄する機器も「空気清浄機」としてとらえてよろしいのでしょうか。	空気清浄機などの清浄方法に特段指定はありません。
60	「感染症を徹底した上での介護サービス提供支援事業」と「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」の併用について、以下の形での申請は可能でしょうか。 例) 通所スタッフ（通常規模事業所）が利用者宅に赴き介護サービスを提供するための専用車を購入する場合、「感染症を徹底した上での介護サービス提供支援事業」で基準額満額の申請を行い、「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」で基準額満額を申請し、1台の自動車を購入。	在宅サービス事業所は左記の両事業の目的を踏まえ、両事業に申請を行うことが可能です。両事業は対象経費は重複するものがあるため、目的を整理した上で各事業所の状況に応じた形として申請して差し支えありません。左記の方法も可能として差し支えありません。

・補助額の算定、基準単価について（61～71）

61	上限額未満で申請した事業者が、年度内の感染症発生により追加の費用が発生した場合は、再度の申請や変更申請はできますか。	上限の範囲内であれば再度の申請は可能です。申請様式において、上限額を管理する欄を設けています。
62	実施要綱3（1）①「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」について、介護老人保健施設が空床利用で短期入所療養介護を実施している場合、介護老人保健施設分と短期入所療養介護分の両方の交付を受けることができますか。 例）入所定員100名の介護老人保健施設 介護老人保健施設分：38千円×100名＝3,800千円 短期入所療養介護分：44千円×100名＝4,400千円 合計：8,200千円 また、両方の交付を受けることができない場合、全定員分（例の場合100名）について、基準単価が大きい短期入所療養介護分として交付を受けることができますか。	施設系サービスで空床利用型の短期入所を行っている場合の取扱は以下のとおりとします。 ①本体施設分→本体施設の定員×基準単価 ②短期入所（空床利用型）→前年度の1月当たり平均利用者数×基準単価を用いることとします。
63	空床利用の短期入所療養介護について、前年度の平均利用者数は、小数点以下切り上げで良いでしょうか。（4.35名の場合は5名。）	差し支えありません。
64	介護サービス提供支援事業における短期入所事業所について、単独だけでなく特養等に併設の短期入所支援事業所についても、定員×基準額（44千円）で補助してよろしいでしょうか。	併設型の短期入所については、左記の取扱でかまいません。

65	実施要綱3(1)①の「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」と実施要綱3(3)②の「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」は施設が対象となるかならないかと補助上限額の違いだけで同じ事業に思えるのだが大きな違いは何でしょうか。	在宅サービスにおいては、新型コロナの影響により休業や利用控え等により特に利用再開に向けた支援が必要であるため、3(1)①に加えて(3)②を設定しています。
66	(1)①介護サービス提供支援事業について、たとえば地域密着型特養の場合、定員29人でも1,160千円が上限となり、多機能型簡易居室を設置すると相当の自己負担額が発生することも想定されますが、こうした場合の補助単価の嵩上げ等の措置はないですか。	2次補正予算においては、個別協議等の補助額の引き上げは予定しておりません。
67	・新型コロナウイルス感染症陽性患者が4月に発生した事業所が、県議会で補正予算議決後の7月に入ってから「介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」の補助金を基準額満額で申請されました。その後12月に第2波が到来し再度、同施設で陽性患者が発生した場合、当該緊急包括支援補助金での申請を行うことは可能と解釈してよろしいでしょうか。	その場合については、1次補正予算におけるサービス継続支援事業の個別協議でも対応できるよう検討中です。
68	別添(表) (1)①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 について 質問)特養100床、ショート10床、デイ(通常規模)が併設されている施設の上限額は、以下のとおりでしょうか。 (38,000円×100床) + (44,000円×10床) + 892,000円 =5,132,000円	お見込みのとおりです。
69	通所リハと訪問リハを併用している利用者が、サービスを休止している場合、通所リハのリハスタッフ(訪問リハも同じスタッフ)が、利用者宅に訪問した場合、3,000円×2=6,000円受け取れるのでしょうか。	同一の利用者に対して、同一の者が支援する場合は1回のみの算定とします。
70	在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で行った場合とされていますが、居宅介護支援事業所も同様に利用者別に別のサービスのため電話連絡している場合、支援金額は両方の事業所から申請することはできますか。	支援内容が異なることから、両方の事業所で算定が可能です。
71	自主的にサービスを休まれている利用者についての場合でも、利用者と調整した場合対象となりますか。また、自主的に休まれている際に、老健に入所してしまった方や医療機関に入院されてしまった方などは対象となりますか。	実施要綱上サービス利用休止の理由は問われていません。また、老健や医療機関に入所・入院した場合については、退所・退院しても当該在宅サービスが必要であり、最後の在宅サービス利用から1か月間の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者は対象となります。

・多機能型簡易居室について(72～74)

72	（１）①介護サービス提供支援事業により、簡易居室を整備する場合、需要の集中により納期が伸びること等も想定されますが、令和3年度に繰り越して執行することはできますか。	現時点において、繰越は想定していませんが、繰越事由に該当した場合には諸手続きをとった上で、繰り越すことは可能と考えています。
73	多機能型簡易居室の整備は、事務所等のリースという形態に限られますか。（半恒久的な）プレハブ等の工事整備等も対象となるのでしょうか。 その場合、内装関係（家具・ベッド等の什器整備、電気・管工事等）の経費も 補助対象となりますか。	プレハブ等の工事整備等も対象となります。 なお、内装関係（家具・ベッド等の什器整備、電気・管工事等）も必要な場合は補助対象となります。
74	緊急包括支援事業実施要綱P1のサービス提供支援事業について、支援対象経費に「多機能型簡易居室の設置等」とありますが、この場合の「等」はどのような場合の経費を想定しているのでしょうか。	特に想定はありませんが、具体的な事例があれば、個別に判断ください。

(2) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

	質問	回答
・対象者の範囲について（75～115）		
75	利用者と接する職員とは、職種で判断するのではなく、事務員等でも臨時的に利用者に接する業務を行った場合は対象となると解釈して良いでしょうか。また良いとした場合、その臨時的対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象と考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。 また、利用者と接触する日が1日でもあれば対象となります。 なお、最終的な判断は都道府県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくことになります。
76	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」の趣旨は、どのような業務内容を指すのか具体的にお示しください。また、同一建物内の事業所・施設等に勤務している職員であっても上記趣旨に合致しない場合は、対象にならない者もいると解して良いでしょうか。	利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。 継続して提供とは、一定の期間継続的に提供することを前提とした業務であれば対象として差し支えありません。 なお、最終的な判断は都道府県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくことになります。
77	慰労金について、日常的には施設利用者とは接することが少ない常勤事務職員の場合、一度でも利用者と接したことがあれば対象となりますか。また、どの職種まで対象なのでしょう。介護職員のみなのか、それとも、調理員や清掃員、宿直員を含むのでしょうか。	対象期間に1日でも利用者と接した職員は対象となります。また職種に限定はありません。
78	レンタル用具返却の消毒洗浄作業のみにかかわる者で利用者と接触しない者は対象となりますか。	対象とはなりません。
79	「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」における利用者とは、新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者以外の者を含むと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	・実施要綱3（2）ア1②における、「継続して提供することが必要な業務」について、国が想定する具体例（対象及び対象外双方の具体例）について御教示ください。	一定の期間継続的に提供することが前提とされる業務であれば対象として差し支えありません。

81	実施要綱３（２）ア（ア）（１）で施設等に勤務し、利用者と接する職員とありますが、具体的にはどの範囲までが対象となりますか（事務職員、清掃員、調理師等も対象となりますか）。 また、対象者の確認方法をどうすれば良いでしょうか。	対象職種には限定はありません。申請様式において確認するとともに、各事業所においては都道府県からの求めがあった場合に関係書類が提出できるよう適切に保管する取扱とします。
82	施設等の厨房や送迎の職員は対象に含まれますか。 対象施設等に併設された法人本部職員が、利用者と接している場合には対象に含まれますか。	支給対象は職種で区分していないので、ご指摘の職員も対象となり得ます。
83	事務職員、給食調理員、リネン業務員、運転手についても、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いていると判断されれば、給付対象となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	慰労金について、訪問介護事業所等の事務員等は対象に含まれますか。	訪問介護事業所等において、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります。 なお、対象期間に訪問サービスを提供していないサービス提供責任者やヘルパーについても同様の取扱いとなります。
85	実施要綱３（２）ア（Ⅱ）②「慰労金の支給事業」の対象について、「利用者との接触を伴い」かつ「継続している提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員とされていますが、条件に合致する場合、以下の職員も対象に認められますか。 例）清掃等の受託契約で従事する者、食事介助や洗濯等のボランティア、デイサービス送迎車の運転手	実施要綱のとおり、要件に該当した職員、派遣労働者、業務受託者において対象となります。ボランティアについては対象となりません。
86	実施要綱３（２）アⅡ②について、「派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。」とありますが、施設と直接契約関係のない保険販売員や飲料販売業者等については対象外と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおり、事業所・施設と直接契約関係の無い業者は対象となりません。
87	実施要綱３（２）ア（Ⅰ）で慰労金の給付対象となる職員を「（１）①アの介護サービス事業所・施設等に勤務し…」と規定しているので、介護予防・生活支援サービス事業を実施する事業所職員も対象になると考えますが、「※ ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。」との規定があります。この規定は、介護予防・生活支援サービス事業を実施する事業所については、但し書きに規定する者しか対象にならないということでしょうか。また、「市町村からの要請を受けて業務を継続していた」場合とは、どのような例が想定されるのでしょうか。	介護予防・生活支援サービスを指定の形で実施している場合は、「介護サービス事業所・施設等」に含まれるため対象になります。これに加え、指定でない形で介護予防・生活支援サービス事業を実施している場合も、市町村からの要請を受けて事業を継続していた場合も対象となります。

88	介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問型サービス」及び「通所型サービス」について、仮に、コロナ発生時点から6月30日までに、サービス提供実績が全く無い事業所の場合、「慰労金」の対象外という理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
89	市町村からの業務継続要請がある場合は、総合事業の事業所は対象に含まれることとなりますが、市町村からの要請は文書で行われている必要はありますか。	指定サービス・介護予防ケアマネジメントについては対象となります。また、その他介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となります。なお、「市町村からの要請」については、特段の形式を問いません。
90	総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の事業者は対象になりますか。	実施要綱に記載のとおり、「指定サービス」及び「介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所」が対象となります。
91	慰労金の支給事業の支援対象者等について 介護予防・生活支援サービス事業の第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業及び第1号介護予防支援事業の事業所に勤務し、利用者と接する職員で3（2）ア（ア）（Ⅱ）の該当する職員も対象になりますか。 また、介護予防・生活支援サービス事業の事業所であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所とは、具体的にどのような事業所を指しますか。	上段については、介護予防・生活支援サービス事業の指定サービスとして実施されていれば対象となります。 下段については、指定サービス以外の介護予防・生活支援サービス事業所の職員を想定しています。
92	実施要綱（案）5ページ目の11行目に「※ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。」と記載がありますが、どういった意味でしょうか。 給付の対象事業所に介護予防・日常生活支援総合事業を含むと記載があるため、上記背景がなくとも事業所がサービスを提供していた場合、給付の対象となるのではないのでしょうか。	左記のただし書きは、介護予防・生活支援サービスの事業所のうち、委託等の指定以外で実施されているサービス（サービスAやサービスC等）を想定しています。
93	（20万円対象者）「感染症患者又は濃厚接触者」の終期はいつまでとなりますか。入院措置等の解除日までとなりますか。また、濃厚接触者の終期についてはどのように整理すればいいでしょうか。	感染症患者の終期は、当該患者が退院基準、宿泊療養・自宅療養の解除基準を満たす等により、感染の疑いがないと判断された時となります。 濃厚接触者の終期は、基本的には最終曝露日から14日間の健康観察期間が終わった時ですが、濃厚接触者かどうかを確認した結果、濃厚接触者であると確認できない場合は濃厚接触者ではないとして取り扱ってください。
94	「濃厚接触者」には、「濃厚接触者として認定されていないが、保健所指導でPCR検査を受け自宅待機を要請された者」は含まないと解してよいでしょうか。	含みません。

95	「濃厚接触者」の定義について。	A：濃厚接触者は保健所が判断しますが、保健所等から濃厚接触者の情報が得られない場合について、以下に該当した場合は、対象として差し支えありません。 ①濃厚接触者である利用者に保健所から連絡が入る ②濃厚接触者である利用者が、保健所から自身が濃厚接触者であることの連絡があったことについて、事業所に報告 ③事業所がそれを認識した上でサービスを提供 ※上記について職員の装備や勤務記録、サービス提供記録、その他の書類を踏まえて確からしいと判断がつけば可
96	慰労金の支給基準について、20万円支給対象職員に関しては、感染者・濃厚接触者発生日以降とありますが、発生日とは次のうち、どの日を指していますか。（感染者：発症日・陽性確定日、濃厚接触者：感染者と接触した日、事業所が認識した日、保健所が当該人物を把握した日）	実施要綱に記載のとおり、患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日となります。
97	例えば、特別養護老人ホーム内で感染者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、通所介護、訪問介護等の他のサービスのすべてについて感染者が発生した事業所に区分できると考えてよいでしょうか。	同一空間を共有している併設事業所は、全てに感染者が発生した事業所と取り扱って差し支えありません。
98	慰労金について、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない事業所については、都道府県が実施者、特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所は国保連となっていますが、特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所のうち、特定施設入居者生活介護のみ対応している従業員だけではなく、事業所単位で考えて、特定施設入居者生活介護以外の部分を担当している職員も含めて、国保連の対象事業所と考えればよいでしょうか。（特定施設入居者生活介護の指定を受けていれば、事業所単位で考えて、それぞれの職員の担当分で考えるわけではないという理解で問題ないでしょうか）	お見込みの通りです。 特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所であれば国保連による支払が可能であり、この場合、特定施設入居者生活介護のみ対応している従業員だけではなく、事業所単位で考えて、特定施設入居者生活介護以外を担当する職員も含めて申請が可能です。
99	サービス付き高齢者向け住宅も対象となっていますが、有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅も含めて全て対象となるという認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	地域包括支援センターは本補助の対象となりますか。	実施要綱の対象事業所として、「各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む」とされており、この観点から地域包括支援センターも対象となります。また、公立、民間は問いません。

101	みなし指定の居宅療養管理指導事業所における「10日以上勤務した者」とは、薬局等に10日間勤務すればよいのでしょうか。	居宅療養管理指導事業所の職員として、「利用者と接する」必要があることから、居宅療養管理指導を提供するために利用者宅を訪問した日数が、暦日で10日以上ある必要があります。
102	実施要綱3（2）ア（1）において、「※ ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。」と規定されていますが、市町村から要請を受けていないが、業務を継続していた事業所は支給対象外なのでしょうか。	左記の場合は対象外となります。 なお、市町村からの要請については特段の形式は問いません。
103	実施要綱3（2）ア（1）において、「※ ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。」と規定されていますが、「市町村からの要請を受けて業務を継続していた」場合として、どのような例が想定されるのか、ご教示ください。 例えば、緊急事態宣言発令中に、市町村が事業所に対し、感染防止対策を講じるよう注意喚起の周知を行った場合、業務を継続することを前提に周知するものと考えられるため、それをもって業務継続を要請したものと解釈してよいのでしょうか。	詳細の事情を把握していないため一概には言えませんが、市町村からの要請については特段の形式を問いませんので、市町村と事業所が同じ認識であれば対象となる可能性があります。
104	高齢者専用マンション（有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅など実施要綱で給付対象としている事業所・施設等ではありません。）で、入居者の健康管理に従事する看護師については、慰労金の対象ではないと思われますが、入居者がデイサービスで通所している施設において、クラスターが発生したことにより、濃厚接触者とされた入居者の健康観察（2週間）に従事した場合、当該看護師に慰労金は支給されないのでしょうか。	慰労金の支給対象とはなりません。
105	地域包括支援センターにおいては、介護予防ケアマネジメントを行っていることから利用者と接しサービスを継続している職員の慰労金、事業所の支援金は支給対象と認識しているところですが、地域包括支援センターの中には市町村職員が対応しているところもありますが、この場合、市町村職員も慰労金支給の対象となるのでしょうか。また、事業所として市町村が支援金の対象となるのでしょうか。	公立、民間の区別は問いません。公設施設で制度的に市町村が慰労金を受け入れられない場合は、当該事業所（センター）や職員から直接都道府県に申請することとなります。
106	緊急包括支援事業の慰労金の支援対象者（ア）－（Ⅰ）の「『利用者と接する』職員」と（ア）－（Ⅱ）－②「『利用者との接触を伴い』～」とは、どのような違いがありますか。	違いはありません。 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。 利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。

107	未届けの有料老人ホームについては、慰労金の支給対象外でしょうか。	お見込みのとおり対象外です。
108	慰労金の20万円の対象範囲について、病院内に事業所がある場合、その事業所の利用者において感染者・濃厚接触者は発生していませんが、感染者・濃厚接触者を病院として受け入れている場合、20万円の支給対象となるのでしょうか。	医療機関と同一空間を共有する併設事業所の場合は、感染者、濃厚接触者に対応した医療機関と同様の取扱として差し支えありません。
109	慰労金の20万円の対象範囲について、デイサービス等における利用者の定義は、「登録者」ではなく、「患者・濃厚接触者としての基準日（患者については、症状が発生した日、濃厚接触者については、患者と接触があった日）以降に利用があった者」という理解でしょうか。それとも登録者ということでしょうか。（その場合、直近で利用がなく、契約のみ残っている者が患者・濃厚接触者になった場合でも対象になるということでしょうか）	登録者ではなく、「患者・濃厚接触者としての基準日（患者については、症状が発生した日、濃厚接触者については、感染者と接触した日）以降に利用があった者」となります。
110	慰労金の20万円の対象範囲について、訪問系については、サービスを1度でも提供したものとありますが、訪問系である以上、訪問をしたことが条件と考えればよいでしょうか。居宅療養管理指導事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所については、患者・濃厚接触者としての基準日以降に訪問をして指導等したことが条件であるという認識でよいでしょうか。（例えば、福祉用具について、レンタル期間中に結果として、濃厚接触者となったが、訪問等調整をしていない場合でも対象になり得るのでしょうか。）	実際に、訪問をしたことが条件となります。左記については、利用者が濃厚接触者である期間に実際に訪問をしていない場合は対象とはなりません。
111	実施要綱の3、（2）、ア、（ア）、（1）に記載されている「介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所」に、以下の事業所が該当するか御教示ください。 委託により訪問型サービスを提供する事業所であり、所在する町内でコロナウィルス感染症陽性者が発生し、町からの休業要請により、4月10日から休業し、再度、町の要請で 5月7日から事業を再開した事業所（当県における緊急事態宣言の発令期間は4月16日～5月13日です。）	緊急事態宣言発令中に市町村からの要請をうけて業務を実施した事業所が対象となり、勤務期間（10日以上）の換算期間については、実施要綱で定めるとおり始期から6月30日までの間となります。
112	実施要綱の対象事業所として「各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む」とされていることから、地域包括支援センターもサービス提供支援事業の対象となるとの記載がありますが、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を外部に委託している地域包括支援センターについても、対象となりますか。	地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを外部に委託する場合においても、地域包括支援センターは、初回の介護予防ケアマネジメントを行うほか、継続して関与することとなっており、これらの業務を通じて、利用者との接触を伴うセンター職員については、対象として差し支えありません。

113	訪問介護事業所の事務員やサービスを提供していないヘルパー等については、「感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります」とされています。要綱では利用者と接する職員とされているところですが、当該職員は、実際に利用者宅でサービス提供を行っていない事務職員でも対象となるのでしょうか。	感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には、お見込みのとおり対象となります。
114	生活支援ハウスの職員は慰労金の対象となるでしょうか。	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）については、公的な仕組みとして位置付けているとともに、1人暮らしに不安がある高齢者に対して住まいを提供して生活支援を行うものであることから、他の居住系サービスと同様に取扱い、慰労金の対象として差し支えありません。
115	特定福祉用具販売の福祉用具専門相談員は慰労金の対象になるのでしょうか。	原則として福祉用具相談専門員が、特定福祉用具販売の業務として、10日以上、利用者の居宅へ訪問をして利用者に接した場合は、慰労金の対象として差し支えありません。
・対象期間の考え方について（116～127）		
116	慰労金の支給基準について、20万円支給対象職員に関しては、感染者・濃厚接触者発生日以降とありますが、発生日とは次のうち、どの日を指していますか。（感染者：発症日・陽性確定日、濃厚接触者：感染者と接触した日、事業所が認識した日、保健所が当該人物を把握した日）	実施要綱に記載のとおり、患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日となります。
117	慰労金の支給基準について、20万円支給対象職員に関して、「※対象期間に10日以上勤務した者であること」とありますが、5万円支給対象職員については、勤務日数にかかわらず（1日未満でも）勤務していれば対象となるのでしょうか。	実施要綱に記載のとおり、20万円、5万円のいずれにしても対象期間に10日以上勤務することが必要です。
118	支援対象者は「勤務した日が延べ10日間以上あること」が要件の一つとなっていますが、日を跨ぐ夜勤勤務は2日間とカウントするということでしょうか。 例）4月10日17時から4月11日9時までの夜勤 →延べ2日間	慰労金支給に係る勤務日のカウントについては、夜勤により日をまたぎ、当該施設の一日の所定労働時間を超える場合は2日として算定して差し支えありません。同一日に複数回シフトに入る場合は、同一日であるため1日とカウントします。
119	「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」の対象者である介護サービス事業所等での10日以上の勤務実績は、国の事業説明資料にあるように、1日当たりの勤務時間の長短は問わないという理解でよいか。	1日当たりの勤務時間の長短は問いません。

120	慰労金支給事業において、「患者又は濃厚接触者に対応」（訪問系の場合）又は「患者又は濃厚接触者が発生」（それ以外の場合）とは、R2年6月30日までにということか。それ以降も対象ということであれば、5万円を支給した後に、上記に該当するとなった場合は、差額の15万円を追加で支給するのでしょうか。	6月30日までの間となります。
121	慰労金支給対象職員の始期は都道府県等における発症1例目等の明示がされていますが、終期が明示されていません。終期は6月30日なのか年度内なのか御教示ください。 例えば6月30日までに10日以上勤務実績がある職員が働く施設で、10月に感染者が発生した場合、当該職員は20万円支給の対象となるのでしょうか。仮にそうだとすると、最初に5万円を支払い、その後15万円を追加で払うのでしょうか。	終期は6/30となり、その時点の状況で対象者と支給額が決定となります。
122	慰労金に関し、支援対象者の要件の一つとして、発生日または受入日から6月30日までの間に「介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者」とありますが、例えば、7月1日以降に入職し、申請までの間にクラスター等が発生した際に「利用者との接触を伴う」業務に従事した職員は、支給対象とならないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
123	実施要綱3（2）関係 始期より令和2年6月30日での間に延べ10日以上勤務していることが支援対象者の条件とされていますが、イ①※「患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日」も同様に6月30日までを想定しているのでしょうか。	お見込みのとおり、6/30までとなります。
124	1人20万円給付の場合、新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（以下「発生日」という。）の給付対象となる期間（以下「給付対象期間」という。）が明確に記載されていませんが、例えば、発生日が令和2年7月1日以降で、当該施設での勤務が始期から令和2年6月30日までの間に10日以上あり、かつ、発生日以降に感染症患者又は濃厚接触者である利用者に対応した職員は、給付対象となりますか。あるいは、給付対象期間についても、給付対象となる職員の勤務要件の「始期より令和2年6月30日までの間」と同一と解して良いのでしょうか。	給付対象期間は、給付対象となる職員の勤務要件の「始期より令和2年6月30日までの間」となり、その時点で慰労金の対象者及び金額が確定します。
125	6/30以降新型コロナウイルス感染症に対応した場合、慰労金について20万円の対象外ということになるのでしょうか。 対象外の場合、当該感染症に対応したにもかかわらず、日にちによって差が生じてしまいますが、どのように考えを整理されるのでしょうか。	基準日を設定しない場合、年度末まで金額が固まらないこと及び慰労金の早期執行の観点から、医療分も含め一定の期限を設定したことについてご理解ください。

126	慰労金の支給対象は、介護サービス事業所・施設等において勤務した日が通算して１０日以上とのことですが、例えば、介護施設に５日、障がい者施設に５日勤務した場合は、支給の対象となりますか。	介護事業所・施設等と障害福祉サービス事業所・施設等との勤務日の合計を慰労金の要件に合算して差し支えありません。
127	慰労金の算定要件として10日以上勤務した者とされますが、1日1時間10日勤務した者が対象で8日計64時間勤務した者が対象とならないのは趣旨に沿わないと思われそうですが、認められないでしょうか。	全国一律で時間では無く日数での区切りとしています。ご理解願います。
・支給額について（１２８～１３５）		
128	慰労金支給事業において、P6、訪問系サービス以外の介護事業所・施設等において、「新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日」とありますが、患者又は濃厚接触者とは利用者に限るのでしょうか。事業書・施設等の職員が感染し、利用者に誰も患者・濃厚接触者がいない場合は、20万円の対象となるのでしょうか。	実施要綱に記載のとおり、利用者に誰も感染者・濃厚接触者がいない場合は5万円となります。
129	「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」における「イ 支援額」について、以下の場合、給付額は20万円になると解釈してよろしいでしょうか。 4月20日 利用者に新型コロナウイルス感染症陽性者発生 5月20日 当該事業所の利用者はすべて完治（退院） 6月1日 職員を採用（6月30日までに10日以上勤務し、利用者と接触） 上記の際の6月1日採用職員の給付額	20万円の給付額となります。
130	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下に係る判断は法人（事業所）においてなされるのでしょうか。 ※同一施設で5万円対象者と対象にならない職員が発生することを懸念している。	最終的な判断は都道府県となりますが、一義的には事業所、施設において判断がされます。なお、要件に該当した者を排除することは認められません。
131	支援額について、利用者に新型コロナウイルス感染症が発症又は濃厚接触者である利用者に対応した職員は一人20万円とされていますが、通所リハで、利用者の家族が、新型コロナウイルス感染症であり、利用者が濃厚接触者であった場合、その事業所の職員は、一人20万円の対象となるのでしょうか。また、入所の利用者も入院後に陽性反応が出た場合は、対象となるのでしょうか。	通所リハのケースは、当該利用者が濃厚接触者である期間にサービスを利用した場合は、その利用日以降に勤務した職員は20万円の対象となります。 入所のケースは、感染者は症状が出た日を基準とするため、入所中に症状が出ていれば、入院後に陽性となった場合も20万円の対象となります。

132	感染者が発生した介護施設・事業所においては、感染者発生時点の前に退職していた職員を含めて20万円の支給対象となりますか。	20万円の要件となるには感染者発生以降に勤務する必要があります。
133	慰労金については、社会保険料の天引ができないものと理解しているが、それでよいでしょうか。	給与ではないため、お見込みのとおりです。
134	感染者が出た施設に応援に行き、当該施設で勤務した職員は、20万円です。20万円の場合、申請はどの施設から行うのでしょうか。応援先の施設から応援先の都道府県か、派遣元の施設から派遣元の都道府県なのでしょうか。	慰労金の趣旨に鑑み、慰労金の要件をみたしている場合は、20万円の対象として差し支えありません。派遣元の施設から、派遣元施設が所在する都道府県に申請を行います。その際、例えば派遣元の施設に感染者等が発生していない場合、1人だけ20万円の申請となる場合がありますが、事後的に説明ができるよう関係書類の準備は必要となります。
135	「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金」の支給事業における「イ 支援額」について、以下のとおり訪問入浴サービスを提供した場合、給付額は20万円になると解釈してよろしいでしょうか。 5月20日 利用者にサービス提供（家族の感染情報なく、濃厚接触者と認識せずにサービスを提供） 5月21日 利用者の家族の陽性を確認（発症日：5月14日） 5月24日 利用者の陽性を確認（無症状） 対応した職員3名は保健所から濃厚接触者に指定され、2週間の自宅待機となった。（検査の結果、陰性）	5/20以前に利用者自身が「濃厚接触者」に該当する者であれば、給付額は20万円となります。
・申請手続きについて（136～168）		
136	慰労金の申請はどのように行うのでしょうか。	①現に介護サービス事業所・施設等に従事している者（派遣職員や業務委託による者も含む。）が、勤務先の介護サービス事業所・施設等に代理受領を依頼します。（代理受領委任状を提出）。 ②委任を受けた介護サービス事業所・施設等は、代理受領の委任を行った介護従事者等について、慰労金受給職員表を取りまとめ、一括して都道府県に給付申請します。
137	法人単位での申請とされていますが、県をまたいで勤務している者については、勤務地が所在する都道府県がまとめて支給する取り扱いという理解でよいでしょうか。	慰労金を申請する事業所・施設が所在する都道府県が支給します。

138	慰労金は給与と同時に支払われることが想定されますが、給与振り込みの際に生じた振込手数料は、通常の給与支払によって生じた者であり、慰労金の支払いによって必要となった経費ではないため、補助対象とできないとの理解でよいでしょうか。	慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むなどにより、源泉徴収しないようにご留意をお願いいたします。
139	「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護分）の支給方法等について」において「3 慰労金の支給及び支払後の処理」－「（１）慰労金の支給」にて「振込手数料は、別途国庫補助の対象」となっていますが、どの事業での要求となるのでしょうか。	振り込み手数料については慰労金の支給事業と一体的に交付となります。
140	慰労金は、介護サービス事業所等に勤務する職員が医療機関や障害福祉サービス事業所等に勤務する場合でも１人につき１回に限るとされていますが、介護・医療・障害福祉のいずれで給付を受けるのかは、法人（職員）の判断によることでよいのでしょうか。	各職員がどの事業所を経由して慰労金を受給するのかは、各職員の判断となりますが、１人につき１か所から申請を行うこととなります。
141	慰労金の支給事業の対象事業所について、訪問看護事業所が慰労金（介護分）の給付対象となっていますが、訪問看護ステーションが慰労金（医療分）の対象事業所としてあげられており、交付金は介護分と医療分のどちらで申請すべきでしょうか。 また、医療みなし指定のサービス事業所についての申請先はどちらになりますか。	慰労金をどちらの事業所経由で申請するかは、各職員の判断といたします。
142	実施要綱３（２）慰労金支給について、市町村直営の介護事業所・地域包括支援センター職員への慰労金の申請者は、市町村長でよいでしょうか。また、市町村が地域包括支援センターの運営を委託している場合は、受託先事業者を申請者とすべきでしょうか。	受託事業も含めて市町村長で差し支えありません。なお、公設施設で制度的に慰労金を受け入れられない場合は、当該事業所（センター）から直接都道府県に申請することとなります。
143	「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護分）の支給方法等について」における「１ 慰労金の給付申請」の「（１）現に従事している者」において「介護サービス事業所・施設等の口座に慰労金を受け入れて、職員に給付を行うことが制度的に出来ない場合（公設の地域包括支援センターや特別養護老人ホーム等）」とありますが、具体的にどの種別が対象となりますか、またその理由はどういうものなのかを明示ください（支払い委託件数等に影響がある内容であるため）	公設、公立施設に係る取扱について、市町村での歳入受入や市町村職員への慰労金の支払い科目の設定等の関係で対応ができない場合を想定しています。

144	「新型コロナウイルス感染対応従事者慰労金（介護分）の支給方法等について」の1 慰労金の給付申請に、介護サービス事業所・施設等の口座に慰労金を受けて、職員に給付を行うことが制度的に出来ない場合の説明があります。 これ以外にも、例えば、老人福祉法の施設（養護老人ホームや軽費老人ホーム）やサ高住なども国保連に報酬請求を行っていない施設は都道府県が直接支払うことが想定されていると思いますが、その場合、個別の職員に支給するのではなく、当該職員が対象施設（又は法人）に委任状を提出し、県から施設（法人）にまとめて支払い、その後、施設（法人）から支払うこととしてよいでしょうか。	「利用者に接する要件」の確認をとる必要があるため、原則施設・事業所経由でお願いします。
145	実施要綱3（2）ア（ア）（1）における施設等の勤務を確認するため、就労証明書等、就労を確認する書類を徴収する必要はあるのでしょうか。	申請様式において確認するとともに、各事業所においては都道府県からの求めがあった場合に関係書類が提出できるよう適切に保管する取扱とします。
146	慰労金を事業所が従業員に支払わないことを防ぐシステムはありますか。	システム上の仕組みは無いので、事前の周知徹底をお願いいたします。 ※慰労金支給に係る政府広報等もご活用願います。
147	慰労金を申請するにあたっては、慰労金受給職員一覧を法人単位でとりまとめて提出することとしている一方で、事業所ごとの申請も認めています。例えば、複数の事業所を持つ法人が事業所単位で申請する場合は、それぞれの事業所が法人単位でとりまとめた慰労金受給職員一覧表を添付の上申請するということでしょうか。	お見込みのとおりです。
148	実施要綱3（2）ア 支援対象者について ○ 業務受託者への慰労金支給事務は、委託している事業所・施設等を通じて行うこととするのでしょうか。	受託事業者の労働者個人への支払いについて、基本は慰労金を請求している事業所・施設から支給するものと考えます。
149	慰労金について、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない事業所については、都道府県が実施者、特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所は国保連となっていますが、特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所のうち、特定施設入居者生活介護のみ対応している従業員だけではなく、事業所単位で考えて、特定施設入居者生活介護以外の部分を担当している職員も含めて、国保連の対象事業所と考えればよいでしょうか。（特定施設入居者生活介護の指定を受けていれば、事業所単位で考えて、それぞれの職員の担当分で考えるわけではないという理解で問題ないでしょうか）	お見込みのとおりです。
150	慰労金に関し、支援対象者については、本年度末（令和3年3月末）までの申請が可能ですか。	お見込みのとおりですが、早期支給のため可能な限り早めの手続きをお願いいたします。

151	既に行われた事業者独自の慰労金給付の財源に、代理申請により得た給付資金を充てることは認められますか。	本事業の実施要綱発出後に、「実施要綱３（２）介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」として都道府県への申請前に慰労金を支給した場合は本交付金の対象となります。
152	実施要綱3（2）関係 複数事業所に勤務しており、合算で10日間の要件を満たす場合、申請先の法人はどのように確認すればよいでしょうか。	基本的には、職員からの申告に基づき、当該職員の慰労金を申請する法人から、関係する事業所に確認をすることとなります。
153	事務所に支払い後、職員から支給されていないとの苦情が出る可能性があります、事業所に請求してほしいとの回答でよろしいですか。	支給対象の要件を満たす職員であれば全員に支給できるため、事業所に請求してほしいとの回答が適切と考えます。
154	実施要綱３（２）ア（Ⅱ）②の慰労金の支給事業に係る対象者である派遣労働者や業務受託者の労働者が対象となる場合、委託元である介護事業所等の法人が慰労金を申請するという考え方で良いでしょうか。	申請は慰労金の対象となる介護サービス事業所・施設等となるので、派遣労働者や業務受託者の労働者が現に勤務する介護事業所等から請求することとなります。
155	慰労金の支給について、介護・医療・障害福祉を兼務する職員の重複申請も考えられますが、どのようなチェック方法を想定しているのでしょうか。	慰労金の受給を希望する職員は、代理受領委任状を法人に提出する必要があり、その中で当該職員が二重申請をしていないこと、二重申請が明らかとなった場合は返納義務があることを誓約いただくこととしています。 また、申請する事業所に対しては、 ・事業所が県に慰労金を申請する際には慰労金受給職員一覧を法人単位で取りまとめる必要があること、 ・国様式では氏名（漢字、カナ）、生年月日による同一者の有無を確認できること、 ・当該一覧は法人が職員への支給実績を記載した上で県に報告すること などを実施いただくことにより、二重給付の防止を講じているところです。
156	複数事業所に勤務する非常勤職員においての、慰労金申請書の確認方法をご教示ください。	法人単位で取りまとめることで、事業所間の二重申請がないことは法人が確認したものを申請しているという設計です。 また、慰労金の受給者一覧が都道府県の手元にいくので、県がデータを連結してチェックすることはできる仕組みにしています。

157	実施要綱３（２）ア 支援対象者について ○ （Ⅱ）②に、派遣労働者の他、業務受託者も含まれていますが、サービス事業所・施設との委託状況の確認資料について、契約書がない場合は、委託元からの証明書を求めるのでしょうか。 業務受託者が支給要件を満たしているかの確認資料として、出勤簿の提出を求めることとするのでしょうか。	一義的には事業所の判断となりますので、都道府県においては必要と判断した場合は確認をお願いいたします。
158	慰労金に関して、２０万円の対象と偽ってもしくは間違えて申請してくる場合が考えられますが、２０万円の対象施設や対象職員としての証明はどのように行わせるのか御教示願います。	一義的には事業所の判断となりますので、都道府県においては必要と判断するのであれば確認をお願いいたします。（その場合であっても、職員の装備や勤務記録、サービス提供記録、その他の書類を踏まえて確からしいと判断がつけば可と考えます）
159	実施要綱３（２）関係 イ①※「患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日」とされているが、その日の特定は何をもって行うのでしょうか。	職員の装備や勤務記録、サービス提供記録、その他の書類を踏まえて確からしいと判断がつけば可です。
160	慰労金に関しての対象者の名寄せついて国保連に確認したところ、申請書内（法人内）での確認のみで、医療、障害のみならず、介護分の中でも名寄せを行わないとのことでした。 名寄せについては法人内のみで法人間や医療、障害併せての名寄せは実施しなくてよいとのことでしょうか。実施が必要とする場合、何十万人の名寄せをどのように行えばよいでしょうか。	他の法人から受給していないことは、職員が事業所に提出する代理受領委任状で誓約させ、法人単位で作成する受給職員一覧の中で確認済みであることを職員ごとに明記することとしています。 一義的には、これらの手続きを通じて、二重申請する職員がいないことを法人が確認した上で都道府県に提出するものと考えています。
161	（２）慰労金の支給事業について、ア支援対象者の（イ）医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、１人につき１回に限るとあるのは、所謂「みなし事業所」や兼務の医師については医療と介護で重複して支給は受けられないという解釈で良いでしょうか。	お見込みのとおり、重複はできません。
162	感染症患者や濃厚接触者の有無の確認は、どの程度行えばよいのでしょうか。事業所からの申出程度でよいでしょうか。	最終的には都道府県の判断となるが、原則申請様式での確認とし、できるだけ添付書類の簡素化にご配慮願います。

163	感染症患者や濃厚接触者の有無の確認は、どの程度行えばよいのか。事業所からの申出程度でよいでしょうか。	最終的には都道府県の判断となりますが、原則申請様式での確認とし、できるだけ添付書類の簡素化にご配慮願います。
164	複数事業所に勤務する非常勤職員においての、申請書の確認方法をご教示ください。	法人単位で取りまとめることで、事業所間の二重申請がないことは法人が確認したものを申請しているという設計です。 また、慰労金の受給者一覧が都道府県の手元にいくので、県がデータを連結してチェックすることができる仕組みにしています。
165	派遣労働者や業務受託労働者に対する慰労金の支給は、派遣先事業所からの支給か、派遣先事業所から派遣会社を経由しての支給でしょうか。	職員への慰労金支給方法は、派遣先事業所と派遣会社・受託会社の調整によりどちらからでも差し支えありません。ただし、慰労金の振込手数料は介護事業所が負担する分までが助成対象となります。
166	派遣職員の慰労金の支給を、 派遣先介護事業所→派遣元会社→派遣社員というスキームで想定している場合、振込手数料の補助できる範囲はどこまででしょうか。 （１）派遣元会社へ振り込むまで （２）派遣社員へ振り込むまで	（１）となります。派遣先の介護事業所が負担する振込手数料までが補助範囲となります。
167	始期より令和2年6月30日までの間に廃止となった施設・事業所の職員についても、慰労金の支給対象と考えるが、いかがでしょうか。 （支給対象となる場合） 廃止となった施設・事業所に対する申請手続の周知については、どのような方法が考えられますか。 廃止となった施設・事業所に勤務していた従事者の慰労金の申請については、申請を取りまとめるべき施設・事業所が存在しないため、個人で行うことになると思いますが、いかがでしょうか。その場合、勤務期間の証明はどのように取得するのでしょうか。	・事業所の廃止にかかわらず、対象期間に勤務実績がある介護従事者は補助対象となりますが、慰労金の申請については退職者と同様個人での申請となります。勤務期間の証明等については、廃止となった事業所の職員や法人本部等への確認等での対応が必要となります。
168	慰労金の申請書（事業所用）に口座番号を記入する欄がありませんが、どのように記載できれば良いですか。	国保連合会に登録している口座番号に振り込まれることとなります。
・退職者について（１６９～１７７）		

169	退職した者はどのように慰労金を申請するのか。	実施要綱に定める支援対象者に該当する者であって、既に介護サービス事業所・施設等を退職した者については、以下のいずれかの方法により給付申請を行います。 ア 対象期間（始期より令和2年6月30日まで）における勤務先による申請 イ 対象期間における勤務先が所在する都道府県への直接申請 ※退職者からの給付申請にあたっては、いずれの場合においても、原則として、当該退職者が勤務していた介護サービス事業所・施設等から勤務期間の証明を取得する必要があります。
170	慰労金について、退職者については、連絡先を把握できない場合は都道府県が実施者となっているが、事業所が連絡先を把握できていない中、そのような個人情報を個人の同意もない状況で、どのように都道府県が把握できると想定しているのでしょうか。	住所等連絡先を把握していない者への連絡は不要です。退職者から直接都道府県に申請があれば対応をお願いいたします。
171	「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護分）の支給方法等について」において「1 慰労金の給付申請」－「（2）介護サービス事業所・施設等を退職した者」の中で勤務期間の証明と記載がありますが、具体的なものは何を想定しているのでしょうか。勤務証明を事業所・施設等に出してもらいのでしょうか。それとも給与明細での確認になるのでしょうか。	退職した者の確認については、勤務証明を発行してもらうことや給与明細等でも確認ができれば差し支えありません。
172	退職した者については、退職した勤務先による申請と都道府県への直接申請のいずれかとされていますが、退職した者が県外に転出（または県をまたいで通勤していた）場合、勤務先からの申請であれば勤務先が所在する都道府県への申請、個人からの申請であれば住所を有する都道府県への申請という理解でよいでしょうか。〔例〕勤務先（A県）、退職者（B県）の場合、勤務先であればA県へ申請、個人であればB県へ申請	退職した者は、対象となる施設からの申請か個人で申請となりますが、勤務先であった都道府県への申請をお願いします。 ※住所を有する都道府県の申請とすると勤務実績等の確認ができないため
173	支援対象者に該当する者で、すでに施設を退職した者については、都道府県に直接申請をすることになっていますが、退職者から勤務期間の証明を請求されると思われますが、事業所側から、退職者に事前に対象になることを知らせないといけないのでしょうか。 また、退職者が施設がある都道府県とは別の地域に住んでいる場合、申請する場所は、退職者が住んでいる都道府県に申請を行うのでしょうか。	別の事業所で働いている可能性もあり、施設から知らせる必要はありません。 退職した者は、対象となる施設からの申請か個人で申請となりますが、元の勤務先が所在する都道府県への申請をお願いします。 ※住所を有する都道府県の申請とすると勤務実績等の確認ができないため
174	退職者向けの申請書様式は示さないのでしょうか。また、退職者が個人で申請する場合、添付書類として在籍証明書の添付は必須でしょうか。	個人用の申請様式を示させていただいております。 また、在籍については勤務先の証明で足りると思います。（申請様式に記載欄を設けています）

175	令和2年6月19日付け老振発第2号「令和2年度第2次補正予算における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の国庫補助協議書の提出について」の別紙2-1(2)の「退職者からの給付申請にあたっては、いずれの場合においても、原則として、当該退職者が勤務していた介護サービス事業所・施設等から勤務期間の証明を取得し、慰労金を申請する介護サービス事業所・施設等において適切に保管して下さい。」について、退職者が該当期間に在職していた事業所等において証明書を保管するという意味でしょうか。直接申請の場合は申請する事業所等は存在しませんが、誰が証明を保管すればよいのでしょうか。	勤務期間の証明については、申請者及び事業所において写しを取っておく等、それぞれが適切に保管して下さい。
176	派遣会社を通して介護保険事業所で勤務していた者がすでに退職している場合、当該事業所からの申請が難しく、直接申請するケースが見込まれます。この場合、該当期間に在職していたことの証明は、どこから取得し、誰が保管すればよいのでしょうか。	在籍の証明については、派遣会社又は派遣先の事業所から取得し、派遣先事業所及び申請者それぞれが保管して下さい。
177	退職者にかかる慰労金を個人が直接申請する場合で、給与明細等で勤務日数や業務内容が確認できない場合は、勤務先証明欄の記載・捺印は必須となるのでしょうか。 （一部の退職者の中には、勤務先と連絡を取ることを躊躇われ、申請しない職員もいると思われます。）	勤務していた施設・事業所等の廃業（閉鎖）等により、やむを得ない事情により勤務証明（個人申請書様式における勤務先記載欄）が取得できない場合は、申請先の都道府県と相談の上で、申請者自身が勤務日数や勤務内容を証明する資料を用意して、都道府県に提出して下さい。 （勤務を証明する資料の例） 雇用契約書、労働契約書、辞令、給与明細、源泉徴収明細、勤務表（出勤表）
・併設事業所について（178～179）		
178	訪問看護ステーションについては、医療分においても慰労金及び感染拡大防止等への支援がありますが、感染拡大防止の経費については両方で助成できるのでしょうか。	医療保険及び介護保険両方の指定（みなし指定を含む）を受けている事業所であっても、介護事業所としての業務で必要な経費が発生している場合や介護従事者として慰労金の支給が必要な場合には、介護事業所としての申請が可能となるため、その支給が必要です。 なお、同一の対象に対する両交付金からの支払いや、同一の職員が両慰労金を受け取ることは禁止されます。慰労金については、受領委任に当たって、職員は他機関との重複受領をしない旨の制約を記載する必要があります。
179	例えば、訪問看護ステーションのように介護報酬と診療報酬の双方の指定を受けている場合、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、医療分と介護分のどちらの対象になりますか。	2重給付とならなければ、どちらから申請しても差し支えありません。

(3) 介護サービス再開に向けた支援事業

①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業（180～195）

	質問	回答
180	実施要綱3（3）①「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」について、「『在宅サービスの利用休止中の利用者』とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」とありますが、次の例の場合、対象となると考えてよいでしょうか。 例1）4/15～利用休止→<u>5/16</u>健康状態等の確認 →5/20から利用再開 （健康状態の確認時点で休止1ヶ月超） 例2）4/15～利用休止→<u>5/10</u>健康状態等の確認 →5/20から利用再開 （健康状態の確認時点で休止1ヶ月未満ですが、 利用再開まで1ヶ月超）	例1は対象となりますが、例2については再開支援実施時点で、利用者のサービス休止期間が1ヶ月を経過していないため、対象となりません。
181	実施要綱3（3）①「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」について、「※3『連携を行った』とは、1回以上電話等により連絡を行ったこと」とありますが、記録の有無は要件ではないのでしょうか。 （※2「～の確認」は「記録を行っていること」が要件となっています。）	連携のための電話等による連絡を記録することまでは求めています。
182	「介護サービス再開に向けた支援事業」について、記録が求められるのは電話や訪問による利用者の確認のみで、ケアマネ等との関係やサービス提供のための調整についての記録は不要という理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
183	「介護サービス再開に向けた支援事業」により支援対象となる電話または訪問による利用者の確認が、例えば通所介護の場合、電話による安否確認や訪問によるサービス提供による報酬請求と重複していないかについて、実績報告の段階で確認を行う必要があるでしょうか。	都道府県として確認が必要と判断されるのであれば確認を行っていただいて差し支えありません。

184	在宅サービス事業所や居宅介護支援事業所が、サービス再開にあたり利用者の健康状態等を確認する行為は、いわば通常の介護報酬において一定の評価をされているものとも言えますが、当該要綱においては、なんらかの確認等を行えばよいと解してよいでしょうか。また、例示された個々の行為（例えば「健康状態・生活ぶりの確認」）については、これ以上詳細な要件等はなく、利用者との連絡に要した時間の長短等は問わないものと解してよいでしょうか。	長期間のサービス利用が無い方については、初回のサービス利用と同様の丁寧なアセスメントが必要であると考えられますが、介護報酬ではその部分評価されていないため、本事業により評価を行うこととしています。利用者との連絡に要した時間の長短は問いません。
185	実施要綱３（３）①イ※１「過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」について、実績報告において、利用休止を示す書類により確認を行うのでしょうか。 また、同※２ 1回以上電話又は訪問を行った記録も、実績報告において提出してもらうのでしょうか。	基本は配布している申請様式により確認を行うことし、根拠資料については、一律に求めることはせず、都道府県からの求めがあった場合に提出できるよう、各事業所において適切に保管する取扱とします。
186	実施要綱「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」について、「※４『調整等を行った』とは、希望に応じて所要の対応を行ったこと」とありますが、具体的に、所要の対応とはどのようなことを指すのか、具体例を示してください。	実施要綱に記載のとおり、感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等を想定しています。
187	実施要綱３（３）①「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」について、別添単価表の「※３ 1利用者につき、16と17は併給不可」とありますが、16と17以外のサービスは「電話による確認」と「訪問による確認」の併給が可能ということでしょうか。	実施要綱３（３）①の利用者への利用再開支援については、1人につき併給不可であり、電話による確認の場合か、訪問による確認の場合かのいずれかを選択することとなります。 ※１６と１７は単価表が分割表示されており、併給可能と誤認される恐れがあったため、注書きで「併給不可」と記載しています。
188	「介護サービス再開に向けた支援事業」については、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅介護事業所等が対象となりますが、この場合の補助金の積算に含まれる「利用者」の範囲は、サービスの利用を休止している利用者のみと解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
189	在宅サービスの利用休止中の利用者についての事実関係の確認手法について明示してください。	介護支援専門員のモニタリング等の記録及び事業所においては利用実績等で確認することが考えられます。

190	「利用休止中」について、利用者やその家族が自らサービス提供を拒否しているような場合と、介護支援専門員等と計画上也調整した上でサービス利用を休止しているような場合が想定されます。いずれの場合にも、本事業の対象となるのでしょうか。	いずれの場合も対象となります。
191	在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で行った場合とされているが、居宅介護支援事業所も同様に利用者に別のサービスのため電話連絡している場合、支援金額は両方の事業所から申請することはできるのか。	支援内容が異なることから、両方の事業所で算定が可能です。
192	自主的にサービスを休まれている利用者についての場合でも、利用者と調整した場合対象となりますか。また、自主的に休まれている際に、老健に入所してしまった方や医療機関に入院されてしまった方などは対象となりますか。	実施要綱上サービス利用休止の理由は問われていません。また、老健や医療機関に入所・入院した場合については、退所・退院しても当該在宅サービスが必要であり、最後の在宅サービス利用から1か月間の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者は対象となります。
193	実施要綱3（3）①ウ支援額について、「別添 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」には、対象経費の例が記載されておりませんが、これは、定額補助ということでしょうか。	定額補助となっております。
194	「別添 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」において、居宅介護支援事業所が電話による確認について、看護師等が協力した場合：4.5千円となっておりますが、注釈（※5）では、「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問した上で、所要の対応を行ったこととあります。これは、居宅介護支援事業所が電話確認し、さらに看護師等が訪問等した場合は、4.5千円となるという理解でよいでしょうか。	お見込みの通りです。
195	サービス再開支援事業における1か月の休止の定義について、4月1日以降から1か月が対象か。4月1日時点で1か月利用休止していた場合も含むのでしょうか。	4月1日時点で1ヶ月利用休止している状態であれば対象となります。

(3) 介護サービス再開に向けた支援事業

②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業（196～203）

	質問	回答
196	実施要綱3（3）②ウで在宅サービス事業所における環境整備への助成事業の支援対象経費が示されていますが、実施要綱3（1）①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業との違いが分かりませんので、ご教示ください。	在宅サービスにおいては、新型コロナの影響により休業や利用控え等により特に利用再開に向けた支援が必要であるため、3（1）①に加えて（3）②を設定しています。
197	3（3）②は、休止した在宅サービス事業所のみが対象となりますか。	事業所が「休止」したことは要件とはなっていません。
198	在宅サービス事業所における環境整備への助成事業における支援対象経費「c 換気設備」がありますが、例えば、ダイキンの換気ができるエアコンも対象と考えてよろしいでしょうか。	感染症対策に有効と考えるものであれば特段の商品の限定はございません。
199	自転車やタブレット等のＩＣＴ機器の購入又はリース費用について、事業者支援での支援事業と環境整備の助成事業の両方で申請してもいいでしょうか。	（1）①は感染症対策を徹底するためのかかり増し費用として、 （3）②は3つの密を避けるための環境整備として、 それぞれ申請を行うことで両事業に申請を行うことが可能です。
200	対象経費にタブレット等のＩＣＴ機器と例示されているが、具体的にパソコン、携帯電話、Wi-Fi設備機器、大型テレビ、DVDレコーダー等の購入を検討したいとの問い合わせがあります。 このような電子機器等を使用して3密対策を避けるための遠隔会議（リモート等）の環境整備に繋がるのであれば対象となりますか。	対象として差し支えありません。
201	環境整備に要する費用として、空気清浄器も含まれると考えていますが、その認識で間違えないでしょうか。	お見込みの通りです。

202	実施要綱の3、(2)、ア、(ア)、(1)に記載されている「介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所」ですが、慰労金の対象とはなりませんが、慰労金以外の事業（かかり増し経費支援、在宅サービス事業所による再開支援助成、在宅サービス事業所における環境整備助成）の対象にはならないということが良いですか。	お見込みのとおり慰労金のみが対象となります。
203	○共用型認知症対応型通所介護（共用型デイ）の（3）介護サービス再開に向けた支援事業における取扱いについて 1. 「①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」の支援対象サービスに「認知症対応型通所介護」が含まれていますが、「共用型デイ」も対象に含まれると考えてよいでしょうか。 2. 「②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」の支援対象サービスに「認知症対応型通所介護」が含まれていますが、「共用型デイ」も対象に含まれると考えてよいでしょうか。 3. 2の場合、（1）介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援」の「①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」（認知症対応型共同生活介護）との併給は可能でしょうか（（1）①のかかり増し経費の内容と（3）②の環境整備費用の内容が重複していないことを前提）。	1及び2については、対象として含まれます。 3については、専ら「共用型デイ」として使用するもののかかり増し経費がある場合は、認知症対応型共同生活介護の補助に併せて申請が可能です。

(4) その他

	質問	回答
・併設事業所、みなし指定事業所について（204～206）		
204	介護サービス提供支援事業、慰労金支給事業、在宅サービス利用者への再開支援への助成事業及び環境整備への助成事業は、医療みなしの事業所も含まれるのでしょうか。	医療保険及び介護保険両方の指定（みなし指定を含む）を受けている事業所であっても、介護事業所としての業務で必要な経費が発生している場合や介護従事者として慰労金の支給が必要な場合には、介護事業所としての申請が可能となるため、その支給が必要です。 なお、同一の対象に対する両交付金からの支払いや、同一の職員が両慰労金を受け取ることは禁止されます。慰労金については、受領委任に当たって、職員は他機関との重複受領をしない旨の制約を記載する必要があります。
205	上記において、医療みなしも含まれる場合とする場合、介護サービス提供支援事業について、例えば、1つの診療所において、訪問看護、訪問リハ及び通所リハを行っていた場合、サービス種別ごとに上限額（通所リハ分939千円＋訪問看護分518千円＋訪問リハ分227千円＝1684千円）まで申請・交付できるということでしょうか。	併設事業所と同様、左記の取扱で差し支えありません。
206	上記において、医療みなしも含まれる場合とする場合、在宅サービス事業所における環境整備への助成事業について、例えば、1つの診療所において、訪問看護、訪問リハ及び通所リハを行っていた場合、サービス種別ごとに上限額（通所リハ分200千円＋訪問看護分200千円＋訪問リハ分200千円＝600千円）まで申請・交付できるということでしょうか。	併設事業所と同様、左記の取扱で差し支えありません。
・休廃止の事業所等の取り扱いについて（207～209）		
207	R2.4.1以降に休止、廃止した事業所も対象となりますか。	休廃止事業所の取扱いについては、以下の整理となります。 1. 慰労金 ・事業所の新規・廃止にかかわらず、対象期間に勤務実績がある介護従事者は補助対象 2. その他の支援金 ・交付決定時点で廃止している事業所は補助の対象外 ・現に休止しているが、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象

208	みなし指定により居宅療養管理指導事業所となっている医療機関・薬局のうち、実質的にまったく介護報酬の請求を行っていない医療機関・薬局についても対象事業所となりますか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。
209	同様に、介護保険の指定事業所ではありますが、たまたま、令和2年4月1日以降、要介護者の利用者はおらず、専ら、介護保険対象外となる難病患者や医療的ケア児のみにサービスを提供していた訪問看護ステーションも対象事業所となりますか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。
・新規事業所等の取り扱いについて（210）		
210	いつ時点の事業所が対象になりますか。令和2年度中という理解で良いでしょうか。（そうだと今後許可された事業所も随時対象になるということでしょうか）	お見込みのとおりです。新規事業所の取扱いについては、以下の整理となります。 1. 慰労金 ・事業所の新規・廃止にかかわらず、対象期間に勤務実績がある介護従事者は補助対象 ・例えば、7月以降の新規事業所であっても、前勤務先において要件を満たす介護従事者について、当該新規事業所が申請することはあり得ます 2. その他の支援金 ・新規事業所であっても補助対象
・事務処理の簡素化について（211～214）		
211	県の判断で提出書類の種類を増やしてもよいでしょうか。	最終的には都道府県の判断となりますが、できるだけ添付書類の簡素化にご配慮願います。
212	県の判断で実績報告を省略することは可能でしょうか。	都道府県と事業所等との事務処理については、各都道府県の会計部局と調整の上ご対応願います。
213	補助金の交付までの流れは、事業所が申請・実績報告を同時に行い、その後、交付という流れでもよいでしょうか。また、この場合、交付決定を省略してもよいでしょうか。	具体的な交付手続きについては、各都道府県の会計担当部局との調整の上、適宜簡素化いただいて差し支えありません。

214	経費の根拠資料について国への提出は省略するとなっていますが、都道府県へも提出を省略する取扱ということでよいでしょうか。 一方で、都道府県からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう各事業所での保管義務を課していますが、保管義務があることについて申請時に確認を徹底させる必要はあるのではないのでしょうか。また、過失による保管義務違反に対しては、直ちに償還を求める場合もある等の規程を明記すべきではないのでしょうか。	お見込みのとおり、都道府県への提出も省略していただきたいと考えています。その際の左記のような周知徹底は有効と考えます。
-----	---	--

・その他（215～218）

215	【実施要綱4（1）②】 複数の介護サービス事業所・施設等を有する事業者の一括申請について、同一法人が運営する介護保険事業所番号を持たない施設等（特定施設でない養護、軽費、有料、サ高住）と通所介護等の介護保険事業所との一括申請も可能と解してよいでしょうか。この場合、介護保険事業所番号を持たない施設等が含まれるが国保連等のシステム処理も行えるという理解でよいでしょうか。	国保連は、事業者番号に登録された口座に慰労金・支援金を支払うため、国保連による受付・支払は、介護サービス施設・事業所の指定を持つものに限られます。
216	市町が事業者の場合も対象でしょうか。（介護予防マネジメントについては、市役所内の地域包括支援センター内にあるケースが多く、そのような場合も感染対策などの事業も補助対象になるのでしょうか）	公立、民間は問いません。
217	有料老人ホームやサ高住は、県で申請から支払・額の確定まで行う事となりますが、申請用紙等は国保連への申請書と同じ様式を使用するのでしょうか。	同じ様式を使用します。
218	有料老人ホームやサ高住が申請する場合、申請者は法人でなければならないのでしょうか。各施設長が申請することは可能でしょうか。	施設単位でも申請が可能です。